

平成20年度第11回宮城大学法人化推進会議 会議要旨

- 1 日 時 平成21年3月18日(水) 14:00～16:10
- 2 場 所 宮城県行政庁舎5階 総務部会議室
- 3 出席者 池戸委員, 石山委員, 岡部委員, 佐藤委員, 白石委員, 保理委員, 馬渡委員, 山田委員(50音順)
- 4 会議の内容

総務部長挨拶要旨

本日は、年度末のお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

平成18年10月に設置されましたこの「宮城大学法人化推進会議」も、本日が最後の会議となりますが、目前に迫りました「法人化」に向けて、御確認・御決定いただきたい事項がいくつもございますので、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

主な議題ですが、まず「中期計画案」につきましては、「公立大学法人宮城大学評価委員会」における意見等を踏まえまして、これまでの推進会議において詳細にわたり協議いただいて参りましたが、本日は、一部修正のありました部分を御確認いただいた上で、本推進会議として「中期計画」全体について御決定いただきたいと存じます。次に、公立大学法人宮城大学の「平成21年度計画案」につきましては、中期計画案に基づき大学で作成した素案について御説明いただくとともに、今後の作成方針やスケジュールについて御確認いただきたいと存じます。次に、「関係諸規程」につきましては、全体の検討状況を御確認いただくとともに、これまでの推進会議で決定いただいた規程等のうち、一部修正が必要な部分を御確認いただきたいと存じます。

本日も円滑な進行に御協力いただきますとともに、忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

報告事項

平成20年度第10回宮城大学法人化推進会議 会議要旨について

事務局から報告資料に基づき「平成20年度第10回宮城大学法人化推進会議」で協議した項目、検討経過について報告した。

協議事項及び発言要旨

中期計画案について
(議長)

協議事項に入ります。

協議事項の(1)「中期計画案」についてですが、まず「第7」の部分について、1月に開催した推進会議及び公立大学法人宮城大学評価委員会で提示された内容に一部修正がありますので、財務・予算専門部会長から説明願います。

《財務・予算専門部会長から次の資料により、「中期計画案」について説明した。》

資料1 公立大学法人宮城大学中期計画案

(議長)

ただいまの説明に対して、御質問はございませんか。

ないようでしたら、「中期計画案」につきましては、これまで推進会議及び公立大学法人宮城大学評価委員会の場で詳細にわたり審議いただいて参りましたが、当推進会議としては、ただいまの修正部分も含めた内容全体について、資料1のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

平成21年度計画案について

(議長)

次に、協議事項の(2)「平成21年度計画案について」に入ります。まず、大学において検討した素案について説明願います。

《大学から次の資料により、「平成21年度計画案」について説明した。》

参考資料1-1 公立大学法人宮城大学平成21年度計画(大学案)

(議長)

次に、「平成21年度計画案について」事務局から何かございますか。

《事務局から次の資料により、「平成21年度計画案」に関して説明した。》

参考資料1-2 平成19事業年度に係る業務の実績に関する報告書

参考資料1-3 公立大学法人宮城大学平成21年度計画の記載に係る基本方針案

(議長)

ただいま、大学側から作業状況について説明いただき、事務局から基本方針という考え方について参考資料をもとに説明がありました。委員の皆様から、これに対する御意見を願います。

(委員)

体裁から見ても、まだ年次計画の素材・材料を羅列されているだけという印象を持ちました。年次計画ですから、6年間の計画の中で初年度は何をやるかということで、本来のあるべき姿とすれば、6年間の工程表などを作って、そこから初年度に着手するものを落とし込みしていくべきだと思います。時間的な余裕がないとは思いますが、毎年、場当たりのやる訳にもいかないで、全体の工程は意識していかなければならないと思います。

それから、内容に抽象的な部分がありますので、どういう形でどういうふうに着手するかを、もう少し具体化された方が良いと思います。本県の場合は、中期計画に具体的な数値目標を多く掲げており、評価委員会から、年次の数値目標を一つも作らないのはなぜか、という話もあるかと思しますので、立てられる数値目標は意識することが必要ではないかと感じました。

また、中期計画の項目に全て対応して並べるとのことなので、中期計画と同じ表現の内容にもなる訳ですが、6年間の中の初年度計画ですから、全ての項目を網羅して埋めるというよりは、初年度でやれること、あるいは、計画期間内に早急にやるべきことについて具体的に記述することを優先に考えるべきだと思います。その意識を持ってもらえば、無理やり全てを埋める必要はないと思います。評価委員会で、年次計画の判断基準を検討していくに当たり、評価委員会の事務局で判断基準の材料を作り上げていく形になると思いますのでその基準作りも念頭に置きながら、大学と評価委員会の事務局サイドで、もう少し詰めていく必要があると感じました。

(議長)

今、何点か御意見が出ましたが、その関係で大学の方で何かございますでしょうか。

(委員)

ほかの作業と並行して検討してきている状況なので、十分な検討が出来ず、そうした意味で限界があるのは事実です。最初に作成した段階よりは具体的になってはいますが、数値目標は1, 2箇所しかないという状況ですし、中期計画の具体性と比べても初年度に何をやるかをもう少し出していかなければならないということは、おっしゃるとおりです。

また、6年間における初年度がどんな位置付けかということで、初年度はこういうことを重点的にやるという記載でよろしければ、大学として初年度において大事なことは、看護学研究科に博士課程を新設すること、食産業学研究科を立ち上げていますので、教育内容においてきちんとした対応を図っていくこと、カリキュラム改革を全面的に行いましたので、それがうまく軌道に乗って教育の質が上がっていくこと、になります。重点的に考えていくことでよろしければ、中期計画の記載にすべて対応することはしないで、メリハリのある記載をしていくこともあり得ると思います。

今、お伺いした限りでは、計画で記載したことを評価にどのようにして結び付けていくかということで、ほかの国立大学等で行ってきたことは参考にできますが、具体的でないという評価がしにくい、具体性があれば評価の方法も完結するというところから、その点には気をつけていきたいと思います。

それで、今後のスケジュール的にはどのようになるのでしょうか。

(事務局)

遅くとも4月末までに体裁を整えて、県に届出させていただきたいと思います。

なお、中期計画は6年間トータルの記載となっており、年度計画に記載されていない部分があると、やるべきことをやらないのか、と受け止められる可能性もありますので、例えば「資料を収集する」や「学部内で検討する」など、何らかの形で記載していただいた方が良いでしょう。

(委員)

全項目同じレベルというのは、間延びして何もやらない印象もあるので、力点の置き方やメリハリがきちり見えただけの方が、本当はより具体的な年次計画だと思います。記載がないと何もしないのではないかと、という人もいるかも知れませんが、全部埋まっているから良いという話ではなく、初年度に何をやっていくのかということが大事だと思います。あとは、大雑把でも良いので、全体像の中でどういう工程表でどんな段階・ステップアップをしていくのかということがないと、評価委員会などから、全体の中でどういうウエイト付けをして年次計画を作ったのかが分からない、という話をされることにもなりかねません。6年先の年次計画まで作るということではなくて、例えば、年俸制については最初の方は検討期間でしょうから、そうした予定を矢印で書き表すようなことができると、初年度に何をやるべきかが見えてくると思います。

(委員)

御指摘に従ってやりやすい方法となれば、中期計画に対して右側に記載するというのではなく、21年度の重点計画を最初に掲げて、その重点計画に対してまず説明をし、必要な場合には、中期計画に対比したものもつけるといった、形式上2種類のものを作っておくことがあると思います。そうした意味では、中期計画と年度計画がそのままパラレルにならないで記載する方が、詳しく記載できると思います。

(委員)

中期計画に記載する項目全てを埋めなければならないという義務感だけで終わることだけは止めた方が良いでしょう。ただし、埋めない限りは、何に力点を置くのかの説明が必要で、そうした関係が対になると思います。基本的な骨組みは変えられないでしょうが、必ずしも、中期計画に沿った形で、同じように作らなければならないという話ではないと思います。

(事務局)

評価委員などの第三者から見て、今年度はこれはやらないということが分かれば良いのです。例えば、年俸制の導入は後年度になるので、「資料を収集する」という書き方で良いと思います。全く記載をしないということであれば、6年間のどの部分でやるということが分からないと、取り組む姿勢が問われることになりますので、その点は注意していただければと思います。あとは、先行法人の事例を参考にさせていただいて、スタイルなども検討していただければよろしいかと思います。

(議長)

いくつかの意見が出された訳ですが、参考資料1 - 3で出されている6点の基本方針についてはいかがでしょうか。

(委員)

1点目の文章化、2点目の具体的な記載、ということではできます。

3点目の達成月の記載は、進行管理上は必要ですので、学内における担当者の記載とともに学内資料として整備し、県に届出するものとは別に管理したいと思います。

4点目の「中期計画の修正も含めて検討する」というのは大学に持ち帰って聞いてみますが、場合によっては中期計画の修正が必要かも知れません。中期計画を作成した時期が比較的早いものですから、計画作成後に21年度から実施することになったものがあるかも知れませんので、再度検討してみます。

5点目の重複する記載についても、対応出来ますので、調整します。

6点目については、例えば「第10」ですと、21年度に剰余金が生じた場合は、どういうふうにするかという、使い方を記載すれば良いということですか。

(委員)

無理やり記載するというよりは、計画に沿って適切に処理するしかないのじゃないのでしょうか。項目によって、記載の仕方が異なると思います。

(事務局)

計画がなければ「なし」で構いません。

(議長)

そのほか、これに関して何かございますでしょうか。

(委員)

今後、毎年同じ形で評価されていくことになるのでしょうか、最終的な評価委員会からの評価のされ方というのは、大学の自己評価をもとにして評価委員会で評価するというパターンになるのでしょうか。

(事務局)

まだそこまでは検討しておりません。先行法人を見ますと、最初から評価委員会が全てをチェックしている訳ではなく、まずは年度計画に対してどこまで達成できたかを法人として評価し、それを受けて、評価委員会の方で正当性があるなどといった点から評価をしております。評価基準となるものを点数化することになるとは思いますが、これについては評価委員の意見も聞きながら、やり方を検討していくことになると思います。

(委員)

参考資料1 - 2は評価結果の一部で、このほかにも色々と評価項目はあるのでしょうか。

(事務局)

配付させていただいたのは、数頁を抜粋したものであり、全体で54頁になります。ここでは、中期計画全てに対して具体的に何をするのかということに記載しています。当該年度で行うものについては、行うことを記載してもらい、今年度やらないものについては、何年度に実施するものだということに記載してもらえれば良いと思います。

(委員)

今までの議論を聞いていると、今の段階では評価委員会の評価の方法が分かりにくいということがあり、どういう形で評価されるかが分かれば、年度計画の作り方が出てくるのでは

ないかと思えます。だとすると、評価委員会の評価のあり方を先に検討し、どういう形にするかをきちんと出していただいて、それに合わせる形にすれば年度計画の表現なども自ずと出てくる感じがします。確かに評価委員会はこれからの話ですが、評価のイメージがあると年度計画が書きやすいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

(事務局)

評価のあり方を先に検討することは、非常に難しいことです。来年度1年間かけて、評価委員会で評価の方法、評価の基準を検討することになっており、その議論が終わるのは21年度末になってしまいます。それから年度計画を出してくださいというのはおかしな話で、具体的に記載したものを実績としてどのように実行したのかを評価していく、評価の加点・減点はこういう方法でやりましょうという議論になりますので、まずは具体的なものを出していただいて、評価の基準などを作り上げていくことになります。

(委員)

その内容は分かるのですが、他県の事例では、中期計画・年度計画の項目それぞれについて自己評価しています。ある項目について全く記載がなく、自己評価はなしとなった場合に評価委員会は全く駄目ということで評価をしてしまうと、全体の評価自体がおかしなことになってしまいます。

(事務局)

そうした評価ではないです。

(委員)

だとすれば、重点計画を書いて、その他の項目については、中期計画のこの部分について書きましたということでも良いとする方針だけでも出してもらえれば、書き振りが全く違ってくると思えます。その点は、評価のあり方からいって、少し整理した方が良いと思えます。

(事務局)

年度計画は、中期計画に基づいた形で法人が作成していただくということです。中期計画には書いたけれども、6年間の年度計画を並べてみると、中期計画に記載したことがさっぱりやれなかったということでは困ります。やれることを書いていただき、後年度に行うものは、分かりやすくするために、この項目は後年度に行う予定ということで記載してもらえれば、評価委員の方にも理解していただけると思えます。

(委員)

はじめに評価委員会で年度計画を見ていただくので、その時点で6年間の工程からすれば、この項目は後年度に具体化するということで了解したのに、書いていないからマイナス評価になるかという、そうはなりません。なおかつ、年度計画は中期計画に沿って大学側が立てるものなので、評価委員会が全項目について計画しなさいという性質のものでもありません。ただし、全ての項目を網羅する必要はないですが、その場合でも、なぜ書いていないかは分かるようにしておく必要があります。初年度から着手するのではなく、1、2年目はデータを収集し、3、4年目に具体化して、5、6年目に実現するということが分かっているれば、評価委員会から指摘されることもありません。そうしたことが分かるような内容で書き表す、あるいは、全体像として工程表をみせるなど、やり方だと思います。

(委員)

基本方針の「2」(例2)で、「運営開始」することは評価の対象にならないのではないかとのことです。

(委員)

「運営開始」と記載すれば、開始しさえすれば良いということになりますが、その中身がどうなのか、やった効果はどうなのか、というのが評価の対象だと思います。例えば、授業を何科目設定してやりました、それによって学生の実力は付いたのか、など色々な形で評価はありますので、全てが絶対的な基準でやれるわけではありません。

(委員)

ですから、基本方針で出来るだけ分かりやすく記載すべきと言われても、出来ない部分も

あります。

(委員)

それはあると思います。「実現します」「開設します」で終わるものも当然ある訳ですがだからといって開設したから満点かというとはそうではなく、開設したことによってどういう効果があったのかが、評価委員会では当然評価されていくと思いますので、それを自己評価の中でどういうふうに分析して、どういう点が足りなかったか、ということきちっと整理して出すことが必要になります。6年間で足りなかった部分は、例えば、この部分が足りなかったのでカリキュラムに1項目追加しますなど、そうした積み重ねで良い大学になっていくものだと思います。

(委員)

大学で作成する年度計画については、評価委員会に諮ることになるのですか。

(事務局)

諮るというよりは、評価の仕方や評価の基準を作る際の参考にすることです。21年度から、計画に記載したことをやっているか、やっていないか、をあらかじめチェックするというものではありません。22年度になってから、実績がどうだったのかという評価がはじめて始まります。

(委員)

毎年評価されるということは、年度計画に書いてある内容を評価委員会ではたして良く分かっているか、ということ。こちらで分かっているつもりで書いていても、議論の中でもう少し詳しく書いた方が良いということもありますので、そういうことがあるかどうかなのですが。

(事務局)

5月に評価委員会を開催する予定ということで、委員の皆さんには、その際に年度計画を参考に提示しますということをお話しました。委員の皆さんからは、それを見ながらの質問があると思いますので、その質問に対して答えていただく、訂正が必要なものは訂正していただくことは、大学側の判断になると思います。年度計画は評価委員会の意見を聴かなければならないものではないので、そこで表現がおかしいという話になるものではありません。

(委員)

できる限り正しい評価をしていただくためには、こちらでも正しく表記していく必要があります。

(事務局)

そうした意味でも、なおさらのこと具体的に分かりやすく書いていただくことをお願いします。

(委員)

年次が重なれば、前年度までの実績や達成済について項目ごとに出てきますので、それは分かると思います。

(委員)

参考資料の基本方針に基づいて、作成に当たっては1ヵ月程度で対応することにしますが年度計画に基づいて年度の実績を出し、年度の実績評価をするというレベルは、6年間の実績評価、国立大学の場合は5年目で報告書が出ますが、それと比べてどの程度のものと考えているでしょうか。

それから、教育面については、認証評価機関からの意見を参考にすることになっていますが、その辺はどのように組み入れられるのでしょうか。6年間の視野に入れてやりなさいということであれば、その点までお聞きしておかないと、中々、計画が作りにくいということもあります。

(事務局)

本来は、6事業年度の計画をトータルすれば中期計画になる訳です。年度ごとの評価は法律にも規定されており、不足している部分については、翌年度積極的にやるような評価が下

り、それが積み重なっていき、6年間の終了後に次の中期計画に反映させる、あるいは、中期目標で指示することも出てくるかも知れません。6年間の最終的な評価が出来てきた場合に、認証評価機関の評価があれば、それも参考にさせてもらうということになります。

(委員)

認証評価機関による評価と県の評価委員会の評価とはどういう関係なのでしょう。

(事務局)

評価委員会が評価をする時には、認証評価機関の評価を参考にしなさいということになっていますので、6年間の評価をする際には当該機関の評価も参考にしながら、翌年度に反映させるということです。

(委員)

認証評価機関の評価は、教育研究については非常に詳細に行いますので、6年間の中期目標期間の評価については、必ず参考にされると考えてよろしいですか。

(事務局)

そうなります。

(議長)

ほかにございますか。

なければ、今の議論で詳細についての擦り合わせがいくつかあったところですが、参考資料1-3の基本方針に従って21年度計画案については大学で作成し、4月下旬を目途に県に提出するというところでよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

関係諸規程について

(議長)

次に、協議事項の(3)「関係諸規程について」に入ります。

まず、検討の状況等について事務局から一括して説明願います。

《事務局から次の資料により、「関係諸規程」について説明した。》

資料2-1 宮城大学法人化推進会議・専門部会 検討規程一覧

資料2-2 公立大学法人宮城大学 就業規則検討資料

資料2-3 公立大学法人宮城大学 役員報酬等規程検討資料

資料2-4 公立大学法人宮城大学 賃金規程検討資料

参考資料2-1 事務決裁規程について

参考資料2-2 公立大学法人宮城大学 事務決裁規程検討資料

《大学から追加配付資料により、「就業規則」について説明した。》

(議長)

ただいま説明いただいたものについて、順に質疑等を整理していきたいと思えます。

まず、資料2-1が出て参りましたが、全体の検討状況、これについて、御意見、御質問があれば、お願いいたします。

(委員)

確認させてください。基本規則とありますが、これは一体どういうものなのでしょう。地方自治体ですと、自治基本条例を作るところも増えているのですが、公立大学の場合だと定款を定めることになっている訳です。大学の根幹をなすことについては定款を議会の議決を経て定めているので、基本規則というのは、どういう性格なのかなと思いました。

(委員)

大学は法人法系列のことについては定款に基礎を持っています。しかしながら、従来ある

大学のことについては、学校教育法、あるいは、それに基づく施行規則など、文教法令に基礎を持っており、その双方から現在の大学は成り立っています。法人化しても、その両方に基礎を持っている、そういう理解で、両方を受けた形で考えています。

基本規則の中では、定款に矛盾するようなことは一切ありません。定款は、そのまま受けて、さらに、学校教育法等も受けて、大学の基本的な組織や運営について規定するという、そういうものです。

(委員)

大学の組織運営について具体的に規程が必要なものは、事務決裁規程や会計規程、就業規則等を定めている訳ですけど、それを二重に規定することは、どこの組織でもあってはならない話です。

(委員)

二重には規定しておらず、全体を「これはここに位置付ける」といったものです。例えば、教育研究審議会については、従来から教授会という組織がありますので、教育研究審議会と教授会はどういう関係にあるかとか、それから、大学の中には教育研究支援組織がありますが、センターなどがどこに位置付くかとか、そういう内容です。

(委員)

そういった組織については、組織規程で定めてあるのではないですか。

(委員)

従来組織規程はないです。

(委員)

ほかの規程で定めきれないところを補完する規則という位置付けなのでしょうか。

(委員)

いいえ。ほかの規則は全部あって、それが全部できてから、それらを全体に位置付けるものです。

(委員)

ほかの大学もすべて持っている規程ですか。

(委員)

近いものを持っています。組織運営規程など、大体、近いものは持っています。名前は少しずつ違いますが、定款のほかに、そういう基本的な規則はあって、そのほかに学則もありますし、学則と一体となったものもあります。ですから、法人化後の基本的な仕組みというのは、大学の時と少しずつ違いますが、組織運営規程みたいなものを定款のほかに持っているところ、組織運営規程を学則に入れ込んで学則を膨らませているところ、色々です。しかし、宮城大学では、法人法系列の組織運営の議論と学校教育法系列のものを一体化しており、例えば、理事長としての学長の機能などは、法人法から言いますと法人の業務を総理するという一定の機能がありますけれども、学校教育法からいうと校務をつかさどり職員を統督するというのがあり、それを一体化している訳です。

(委員)

まだ、位置付けが分からないのですが。根元的な部分で、大学の大きな方針というのは、定款ではなくて、この基本規則になるということですか。

(委員)

定款は定款として、基本規則は定款を完全に受けています。定款を一切受けていますが、例えば、理事会があって、教育研究審議会や経営審議会があったときに、従来からある教授会と、どう関係付けるかということの規定しないと、大学としては動けない訳です。

(委員)

定款に矛盾することは、ありません。理事会、教育研究審議会、経営審議会などは、個々の規程はあるのですが、基本規則には、その本当に根っこの部分だけを取り出して書いてあるということなんです。

(委員)

独立行政法人法に基づいて、法で趣旨などは規定されている訳ですよ。

(委員)

学校教育法にも規定されています。学校教育法からみて、定款での関係がどうなっているかということ、設置者が変わるということであって、公立大学法人宮城大学が宮城大学を設置するということになりますが、宮城大学の中身というのは、学校教育法に基づいて従来からあった訳です。設置者が公立大学法人宮城大学になったら、そのところの内実を入れておかないと、全部バラバラになってしまうのです。

(委員)

イメージが湧かないので、内容を見ないと分からないですね。

(委員)

組織図は用意していますが、結局は、理事会を中心にして運営するにしても、教授会との関係など、法人組織だけで大学が動く訳ではありません。

ですから、私は、是非その辺は理解いただきたいと思うのです。大学というのは従来からあって、教育研究の業務をやっていた訳ですから、法人化しても業務の内容というのは、そう変わる訳ではないのです。それを、設置形態が変わるということで、法人法に書かれているから、定款で書かれているからという訳にはいかないのです。業務内容が大学業務なので法人法や定款によって基礎付けられているとしても、設置形態が変更しているので、そこに今度は大学業務をきちっと入れなければならない、そうでないと動けないということです。

(委員)

いずれにしても、ここに載っているような規程や規則などとは、全く齟齬は生じないということですか。

(委員)

それは、最大限の注意をしてやっておりますので、齟齬は全く生じません。

(議長)

今、大学として動いていることを改めて規定するということですか。

(委員)

そうなります。法人の仕組みの中に大学を入れるということです。

(委員)

大学憲章というのか、学則というのか、ちょっと分かりませんが、ほかは、ございません。

(議長)

資料2 - 1の関係は、ほかにございますか。

(委員一同)

なし。

(議長)

それでは各論にいきまして、資料2 - 2の関係、就業規則案ですが、県立大学室の方から話があったのは、人権侵害が生じたときの取扱いということで、第40条及び第55条のところ懲戒に関する手続について書き込まれた訳ですけども、これについて、御意見ございますか。

(委員一同)

なし。

(議長)

それから、最後に大学の方から話のあった就業規則の年次有給休暇関係、第29条関係であります。これについては、御意見ございますか。

(事務局)

第29条第2項の(1)ですが、「4月1日から9月30日までの職員10日」となっています。4月に採用されて、4月に年次有給休暇を10日使ってしまい、翌月に辞めますと

なった職員については、1ヶ月なので、例えば、年次有給休暇1日だという捉え方をする訳ですね。

(委員)

そうなります。そこは割り振りをしまして、採用して6ヶ月になっていないので、10日は取れません。3月に着任した人も、4月まで1ヶ月経たないのでゼロなのです。1年いるつもりなら良いですが、そうではなく10日取ってしまった時は、給料とか、欠勤扱いとか、事後的にどうしても駄目な場合は返済とか、そういうような措置をしなければなりません。

(事務局)

それは、どこかに書き込む必要があるのではないですか。

(委員)

これについては、給与規程に記載しております。

(議長)

それでは、年次有給休暇関係はよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議長)

それから、資料2-3「役員報酬等規程案」。これは、県の給与カットに準じたということで、心苦しいことなのですが、資料2-3のとおりでよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(事務局)

いずれ、人事課の方から法人に依頼が来るでしょうから、予め決めていただいて、結果的にはこのようにすることになるかと思います。

(議長)

同様に資料2-4「賃金規程検討資料」であります。第14条の修正と第16条関係の地域手当、それに関連して第25条関係、技術的な修正で第46条の関係。それから、県の給与カットに準じる形での附則の追加。これらについて、御意見ございませんでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議長)

それでは、ただ今御協議いただいた「就業規則」「役員報酬等規程」「賃金規程」については、資料2-2、2-3及び2-4のとおり修正することとしてよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議長)

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、参考資料2-1、2-2に係る「事務決裁規程」の関係ですが、これについては、いかがでしょうか。

(委員)

これは、どうしてこのようになったのか分からないのですが、一体型や兼務というのは、今回の公立大学法人の場合はあり得る訳ですけど、兼務という意味合いは、例えば、同じ人が理事と学部長を兼ねるからといって、理事と学部長の仕事が同一化する訳でも何でもないので。例えば、宮城県に置き換えると、総務部長兼公務研修所長ということはあるかも知れませんが、その時に、公務研修所長が総務部長の決裁を全部するというような話と同じになってしまうので、何でこういう規定の仕方をするのかなと思います。学部長が理事を兼ねることや、一体型ですから、理事長が学長の仕事をする訳ですが、それが一緒になってしまっている感じがします。

(委員)

問題点はどこかということですが、端的に言えば、決裁と専決に分けたときに、教育担当理事が専決を行うということは、行き過ぎではないかということですか。

(委員)

いいえ違います。法人の運営を審議する理事が、大学の中の、学生の休学や退学などまで決裁するのかということです。

(委員)

理事の中には、教育担当の理事がいます。その上で、理事会が審議機関であり、最終的な意思決定機関になります。

(委員)

それでは、教育担当理事というのは、大学運営そのものの所まで全部、権限を持っているということになってしまいます。理事会の権限は、審議や法人の意思決定の部分であって、実務の部分まで権限を有するというのではないのでしょうか。

(委員)

私は、そうは考えておりません。理事会というのは、ただ審議をするだけではなくて、執行の責任を負っていると思っています。理事長がそうである以上は、理事会はそうであると思っています。

(事務局)

学校教育法には、理事長や理事についての規定はありません。地方独立行政法人法で理事長、副理事長、理事等の役員を置く定められていて、それに基づいて定款を作り、定款で理事会の議決事項を決めている訳です。役員は理事会だけではなく、教育研究審議会のメンバーにもなりますので、地方独立行政法人法に基づいて定款が定められ、定款で定められた事項を審議する訳ですが、その中の大学の経営に関する審議について、法人の役員として、決裁ルートに乗るというのは分かるのですが、学生の休学に関することなどは、大学としての決裁になります。ですから、教育を担当している理事は、学校教育法上の組織の一員ではないので、そこで判を付く、決裁をするというのは、ちょっとおかしい現象です。

(委員)

いえいえ、法人がやっている業務は何かということです。法人がやっている業務は、教育業務であり、研究業務であり、社会貢献業務という大学業務なのです。そういう大学を設置している法人ということで、法人の理事会がある訳です。理事の中で教育担当理事がいるのは普通の話で、教育担当理事がいるのであれば、大学の業務の中の教育面の業務の最高責任者となってくる訳です。

教育担当理事を設けるのは駄目だということであれば話は分かりませんが、大学の業務が教育だということに根拠をおいて、教育担当理事を置く以上は、理事会が業務全般について責任をもって行っていく訳です。業務の中の重要業務が教育だとすれば、その担当理事も置かざるを得ない訳で、置けば、理事会が最高の意思決定と執行責任を持っていますから、そこに決裁ルートが来るというのは当然のことです。学長に上がるところで、学長が理事長ですから、教育担当理事を通過するというのは、私は当然だと思います。

ただ、おっしゃっている意味がちょっと良く分からないのは、専決までするのか、学長が決裁するのが本当で、教育担当理事が専決するのはおかしいではないかと言われれば、それはそのとおりだと思います。

(委員)

例えば、県の教育委員会だとすると、教育委員の委員に執行権限を全部与えるような感じですよ。宮城県の教育委員というのは、宮城県の教育に色々意見を言って議論はしますが、執行権限まではないのです。今の議論は、そういう権限を全部与えるような感じなのです。そういう解釈で全部やられてしまうと、一体型なんてとんでもないと、ものすごい混乱になってしまいますよ。

(委員)

審議会は経営審議会を教育研究審議会の2つがあって、それを経て、最終的に意思決定をするのが理事会です。

(委員)

特に、兼務ですよ、理事兼学部長など。理事だから執行権限から何から全部あるのだということでは、大変な話になってしまいますよ。

(委員)

ここで問題意識としてあるのは、決裁ルートというのは、法人のルートと大学のルートがあって、事務に着目したときにどっちのルートに乗せるかという仕分けをしっかりとしなさいという話の一つあります。その時に、教育担当理事の専決というのは、全体的な学校の運営に関わってくることなので、専決してしまうと、ルートがはっきり出てきてしまうのが問題だということです。ですから、おっしゃるとおり、専決をさせることについて問題があるとすれば納得できる部分があり、言っているのは、そのところなのです。教育担当理事ということで、例えば、休学の許可は学校のこと、大学のことなので、専決をさせることについて、問題があるのではないかということには分かるということです。

ですから、参考資料2-1の案のように、専決の部分で整理し、本来のルートどおりの決裁とすれば解決できるということになります。権能までの話ではなくて、あくまでも専決の話です。

(委員)

通常、一体型でない法人の場合には、理事の人が学生の休学、退学、転学まで全部権限を持ってやるのですか。

(委員)

専決の関係で書き出すとこういう形になるので、そこは無理があるのではないかとことです。だからこそ、参考資料の2-1に修正例というのがある訳ですが、別表の関係で言えば、教育を担当する理事の専決、研究を担当する理事の専決をすっきりと、法人のルートに乗せたところで、限定した中で書きなさいということではないのです。

(委員)

法人運営の責任機関としての理事会などの役割と、大学の教育の運営の部分とは、しっかり分けて、決裁も当然分けなければなりません。たまたま兼務で一緒だから、同一化してしまうような規程を設けたら、対外的にどうやって説明したら良いのかという話になるので、きちんとしてくださいと、お願いせざるを得ません。そうでないと大騒ぎになってしまいますよ。

(委員)

ほかの法人を調べると、そういうふうに理事に大学の決裁をさせているところは、理事兼副学長となっています。そういう意味で一体化している所はある訳です。理事としての決裁と副学長としての決裁を兼ねている所があるということです。

(委員)

全部一緒、同一化してしまうという解釈を取られるような規程の仕方は避けていただいた方が良いでしょうね。

(委員)

お言葉ですが、大学機能と法人機能をどういうふうに位置付けるか、統合するかということであれば本格的な議論をしなければならず、それは理事会というのがどういう機関か、なぜ理事長・学長一体型が原則となっているか、をやらなければなりません。ただし、私がこの議論で、県立大学室で言われている修正案がもっともだと思ったのは、教育担当理事が休学その他のことについて、専決までやるのですか、それは理事長と一体である学長がやることでしょ、ということです。教育担当理事が、最終的な決裁権者になってしまうことは行き過ぎではないですか、ということには分かります。ですから、そこは、決裁のルートとしては上げるけれども、決裁権者というのは学長にする、それが一つです。それから、教育担当理

事というのはどういう役割かという、個々の学生の学籍には関係していませんが、共通教育委員会や入試委員会など、教育研究関係のいくつかの委員会を担当していますので、ルールの策定などには関与している訳です。ですから、個々のケースについても、ルールに従ったものかどうかを見るということが必要なのです。

決裁ルートに上がることにまで、駄目だとおっしゃるのであれば、ちょっと理解出来ません。

(委員)

そこまでは、言っていません。

(事務局)

専決の所は修正してもらわないと困るのですが、基本的なことを踏まえて、大学としての決裁ルートであれば大学の決裁ルートに乗せて欲しいし、法人の決裁であれば法人の決裁ルートに乗せて欲しいということです。その時に、今言われたように、教育担当理事が大学のルートの中で見ておかなければならないもの、決裁なのか供覧なのか、決裁になると当然責任を負わなければならないので、担当理事が責任を負わなければならないということであれば、決裁になるのだと思いますが、その所を少し整理しながら、この規程を作って欲しいということです。今はすべてが、ごちゃ混ぜになっていますので。

(委員)

ごちゃ混ぜというのは、専決の別表の関係で、理事の専決事項が設けられていて、ルートの関係でいけば外れたものがあるのではないかと、いうところから発想されたと思うし、それは正しい指摘で、納得できるものがある訳だから、参考資料の2 - 1に基づいて、我々がもう一度整理し直すということで良いのではないのでしょうか。

(委員)

整理していただかないと大変なことになります。

(議長)

今、意見交換といいますが、考え方の根幹があって、一定のところは御理解をいただけたものと思っております。法人としての業務、大学としての業務、そういった所のルートをきちんと整理をしながら、決裁規程等に反映させていただきたいと思えます。今の議論を踏まえまして、事務決裁規程案については、参考資料2 - 1や議論の趣旨に基づいて、大学の方でもう一度、整理をしていただくということによろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議長)

それでは、そのようにさせていただきます。

その他

(議長)

それでは、「その他」について、「今後のスケジュール等」について、事務局から説明をお願いします。

《事務局から、次の資料に基づき説明した。》

参考資料3 - 1 法人化に向けた今後のスケジュール

参考資料3 - 2 各種申請・届出手続一覧

参考資料3 - 3 公立大学法人宮城大学への財産の移行について

(議長)

ただいまの説明について、御質問等ございますでしょうか。

(委員一同)

なし。

(議長)

参考資料3 - 1の関係で、法人化に向けた今後のスケジュールがございますが、御承知のとおり、県立大学室も3月31日でその役目を終えまして、今度は、総務部の中の私学文書課の一つの班の中に2名くらい担当者が張り付いて、大学のカウンターパートを務めていくという大きな組織の変化があります。年度末の業務が非常に沢山ありますが、これらの必要な対応をきちんと引き継げるようにしたいと思いますので、大学の方でも、是非、御対応をよろしくお願いしたいと思います。

ほかに、委員の皆様から何かございますか。

(委員)

長い間お世話になり、ありがとうございました。ここまで来られたのは、総務部長をはじめ、皆さんのおかげだと思います。

今日で推進会議は終わりますが、これまで県立大学室が窓口となって、県とのパイプになっていただいた訳で、4月以降も、何か県と大学との間で、定期的に協議、連絡調整会議などでもよろしいのですが、そういうことを考えていただければ、非常にありがたいと思います。そんなに頻繁でなくとも、年に2、3回の開催で構いませんので、お願いできればと思います。

(議長)

その点については、必要なサポートをさせていただければと思っていますので、前向きに考えさせていただければと思っています。

そのほかございますか。

(委員一同)

なし。

(議長)

特になければ、議事を終了いたします。